

海難防止の取り組み

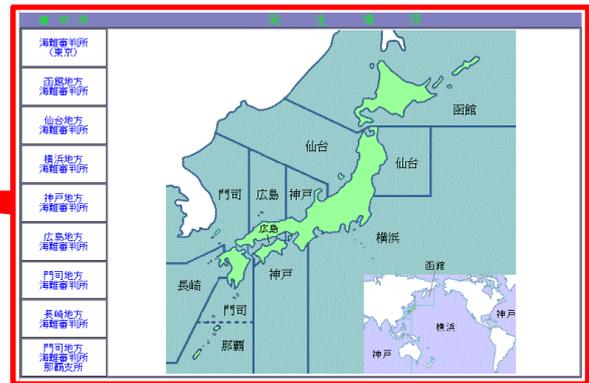


海難審判所ホームページ (アドレス: <http://www.mlit.go.jp/jmat/>)

海難審判制度の紹介や審判手続の案内を掲載しているほか、平成23年以降に言い渡した海難審判の裁決を言渡し日順に公表しています。



海難審判所名をクリックすると、その海難審判所の裁決一覧ページに移動します。



JMATニュースレター

「JMATニュースレター」(JMATは海難審判所の英語表記「Japan Marine Accident Tribunal」の頭文字)では、主な海難事例について、どのようにして海難が起こったのか、海難の再発防止に向けてどのようなことに注意すべきかなど、解説を加えながら紹介しています。

JMATニュースレターは、ホームページから閲覧できるほか、メール配信サービスも行っております。配信サービス申込の詳細はホームページをご覧ください。

特集「内航船が関与する衝突海難」

平成25年(17)年3年間に発生した衝突(衝突)した海難は、合計3,074件4,113隻【図1】で、このうち「貨物船」及び「遊送船」の船種の中から外航船及び外国籍船を除いた、いわゆる内航船が関与する海難は、744件788隻【図2】となっており、事件種別別では、衝突事件が201件244隻【図3】と最も多くなっています。

衝突事件のトン数別では、200トン以上500トン未満が半数を占め【図4】であり、同じく相手船別では、遊送船に次いで貨物船又は遊送船(内航船同士)の組【図4】となっています。

(※)海難審判法の対象となる海難として審判官が調査を開始すること。

【図1】 平成25年(17)年3年間に発生した衝突(衝突) (隻数)

【図2】 内航船が関与する海難の事件種別別 (隻数)

【図3】 内航船が関与する衝突事件のトン数別 (隻数)

【図4】 内航船が関与する衝突事件の相手船別 (件数)

JMAT ニュースレター

《JMAT ニュースレターの発行状況》

第9号	◇特集「内航船が関与する衝突海難」
第8号	◇特集「乗揚海難」
第7号	◇特集「漁船の海難」
第6号	◇特集「居眠り海難」
第5号	◇特集「霧中で発生した海難」
第4号	◇特集「単独で衝突した海難」
第3号	◇特集「見張り不十分で発生した海難」
第2号	◇「平成22年版レポート海難審判」の発刊にあたって
創刊号	◇「JMATニュースレター」の発刊にあたって◇特集「霧中海難」

※平成29年度は、第10号として「水上オートバイの海難」を平成29年6月30日に発行しております。

(第9号 特集「内航船が関与する衝突海難」)



社会学習活動への協力

➤ 審判廷の開放など

海難審判所では、業務説明・施設見学の間として、修学旅行や社会科見学で国土交通省を訪れる児童や生徒に対して、業務説明や審判廷の開放を随時行っています。

平成 28 年度は、全国から合計 12 校 162 名の小・中学生及び高校生が訪れ、海難審判の仕組みや日本における船の役割、船の交通ルール等を説明しました。訪問を希望する場合は、『国土交通省キッズコーナー』から申し込むことができますので、お気軽にお問い合わせください。

※ 国土交通省キッズコーナー (<http://www.mlit.go.jp/kids/>)



➤ 「子ども霞が関見学デー」

夏休み期間中に開催される「子ども霞が関見学デー」では、毎年プログラムを実施しています。平成 28 年度も 7 月 27 日に実施し、小・中学生及び引率者が審判廷を訪れ、海難審判所の仕事と役割を説明し、海と船に関するクイズ等を出題しました。

